

内水面漁業の振興に関する法律 のあらまし

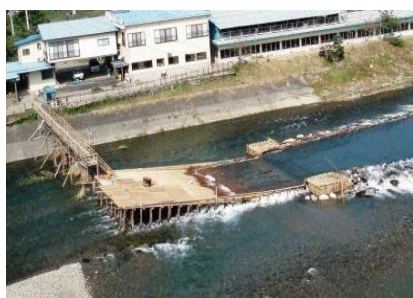


水産庁

平成 26 年 10 月

内水面漁業の振興に関する法律 が成立しました

我が国の内水面漁業は、アユ、ワカサギ、ウナギ、コイなど、和食文化と密接に関わる水産物を供給する機能のほか、内水面漁業者による水産動植物の増殖や漁場環境の保全・管理を通じて釣りや自然体験活動といった自然と親しむ機会を提供するなどの多面的機能を発揮し、豊かで潤いのある国民生活の形成に大きく寄与しています。



しかしながら、河川等における内水面水産資源の生息環境の変化、オオクチバス等の特定外来生物やカワウ等の鳥獣による内水面水産資源の被害などにより、内水面漁業の漁獲量は、昭和53年の13万8千トンをピークに、平成24年には3万3千トンまで減少し、加えて漁業従事者の減少やその高齢化も進行し、内水面漁業の有する水産物の安定的な供給の機能や多面的機能の発揮に支障を来すことが懸念される状況にあります。

とりわけ、ニホンウナギのように、資源量の減少が危惧され、内水面水産資源の持続的な利用の確保等のため、従来規制のなかった養殖業の形態にまで実効的な資源管理のための措置を講ずる必要性が生じているものもあります。

このような状況を踏まえ、内水面漁業の振興を図るため、平成26年6月20日、第186回通常国会において、議員立法により「内水面漁業の振興に関する法律」が成立しました。

この法律は、内水面漁業の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに内水面漁業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、内水面漁業の振興に関する施策を総合的に推進するために制定されたものです。



法律の概要

一 目的

内水面漁業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって、内水面における漁業生産力を発展させ、あわせて国民生活の安定向上及び自然環境の保全に寄与（第1条）

二 基本理念

内水面漁業の振興に関する施策は、内水面漁業の有する水産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮され、将来にわたって国民がその恵沢を享受することができるようにすることを旨として、講ぜられなければならない（第2条）

三 国及び地方公共団体の責務、内水面漁業者の努力（第4条～第6条）

四 基本方針

○ 農林水産大臣による基本方針の策定（第9条） ○ 都道府県による施策の総合的かつ計画的な実施に必要な場合の施策の実施に関する計画の策定（第10条）

五 内水面漁業の振興に関する施策

1. 内水面水産資源の生息状況等の調査（第11条）

2. 内水面水産資源の回復に関する施策（第12条～第14条）

- 内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等
- 特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援等
- 内水面水産資源に係る伝染性疾病的の予防等

3. 内水面における漁場環境の再生に関する施策（第15条～第19条）

- 内水面に係る水質・水量の確保 ○ 森林の整備及び保全 ○ 内水面水産資源の生育に資する施設の整備 ○ 自然との共生及び環境との調和に配慮した河川整備の推進

4. 内水面漁業の健全な発展に関する施策（第20条～第25条）

- 効率的かつ安定的な内水面漁業の経営の育成 ○ 多面的機能の発揮に資する取組への支援等
- 人材の育成及び確保 ○ 商品開発等への取組の支援 ○ 回遊魚類の増殖への支援等
- 国民の理解と関心の増進

5. 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出（第26条～第34条）

- 指定養殖業について農林水産大臣による許可制度の創設
- 届出養殖業について農林水産大臣への届出制度の創設
- 指定養殖業者及び届出養殖業者による実績報告書の農林水産大臣への提出

六 協議会

- 共同漁業権者が都道府県知事に協議会の設置を申出
- 都道府県は協議が必要であると認める場合は協議会を設置（第35条第1項・第2項）
- 協議会は都道府県、共同漁業権者、河川管理者、学識経験者その他都道府県が必要と認める者で構成（同条第3項）

七 その他

- 国の財政上の措置等（第7条） ○ 連携協力体制の整備（第8条） ○ 平成二十三年原子力事故による被害等への対策（附則第4条） ○ 水質汚濁防止法や浄化槽法等による内水面に排出される水に係る規制の在り方についての検討（附則第5条）

内水面漁業の振興に関する法律

第1章 総則

目的

第一条 この法律は、内水面漁業の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、内水面漁業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、内水面漁業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって内水面における漁業生産力を発展させ、あわせて国民生活の安定向上及び自然環境の保全に寄与することを目的とする。

内水面における漁業生産力を発展させ、あわせて国民生活の安定向上及び自然環境の保全に寄与することを目的としています。

基本理念

第二条 内水面漁業の振興に関する施策は、内水面漁業が水産物の供給の機能及び多面的機能を有しており、国民生活の安定向上及び自然環境の保全に重要な役割を果たしていることに鑑み、内水面漁業の有する水産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮され、将来にわたって国民がその恵沢を享受することができるようにすることを旨として、講ぜられなければならない。

内水面漁業の振興に関する施策は、

- ① 内水面漁業の有する水産物の供給の機能と多面的機能が適切かつ十分に発揮され、
 - ② 将来にわたって国民がその恵沢を享受することができるようにすること
- を旨として行われることが定められました。

定義

第三条 この法律において「内水面漁業」とは、内水面における水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。

2 この法律において「多面的機能」とは、生態系その他の自然環境の保全、集落等の地域社会の維持、文化の伝承、自然体験活動等の学習の場並びに交流及び保養の場の提供等内水面漁業の生産活動が行われることにより生ずる水産物の供給の機能以外の多面にわたる機能をいう。

3 この法律において「内水面漁業者」とは、内水面漁業を営む者をいう。

「内水面漁業」には、内水面における「漁業」と「養殖業」が含まれます。

なお、「内水面」には、琵琶湖、浜名湖等を含め、河川、湖沼、私有水面における養殖池等陸に囲まれる全ての水面が含まれます。

「多面的機能」とは、内水面漁業の生産活動が行われることにより生ずる水産物の供給の機能以外の多面にわたる機能です。

国の責務、地方公共団体の責務、内水面漁業者の努力

第四条 国は、第二条の基本理念（次条において単に「基本理念」という。）にのっとり、内水面漁業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、内水面漁業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第六条 内水面漁業者は、内水面における水産資源（以下「内水面水産資源」という。）の回復、内水面における漁場環境の保全等の取組を自ら行うとともに、国又は地方公共団体が実施する内水面漁業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

国、地方公共団体の責務が定められました。

また、内水面は海面と比べて面積が小さく、有用魚種の資源量も少ないこと等から、内水面漁業の健全な発展のためには、内水面漁業者による水産資源の回復、漁場環境の保全等の取組の重要性が高いことから、内水面漁業者の努力についても定められました。

財政上の措置等、連携協力体制の整備

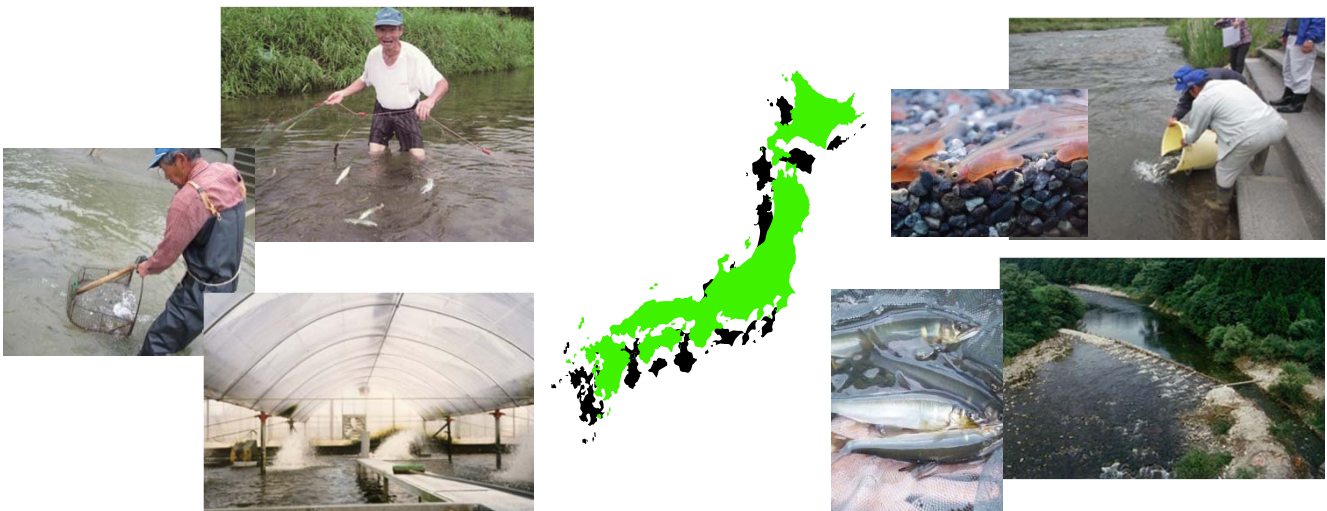
第七条 国は、内水面漁業の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第八条 国及び地方公共団体は、内水面漁業の振興に関する施策を効果的に実施するため、国、関係地方公共団体、海面及び内水面に係る漁業協同組合その他の関係者相互間の連携協力体制の整備に努めるものとする。

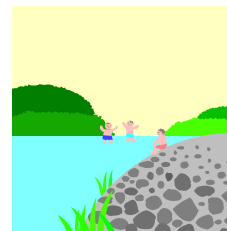
国は、内水面漁業の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずることが定められました。

また、内水面漁業の振興には関係者相互の連携が欠かせないことから、国及び地方公共団体は、関係者相互間の連携協力体制の整備に努めるものとされました。

関係者には、国、地方公共団体、海面・内水面の漁業協同組合のほか、遊漁者や河川、湖沼等を利用する者が含まれます。



第2章 基本方針等



基本方針

第九条 農林水産大臣は、内水面漁業の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 内水面漁業の振興に関する基本的方向
- 二 内水面水産資源の回復に関する基本的事項
- 三 内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項
- 四 内水面漁業の健全な発展に関する基本的事項
- 五 その他内水面漁業の振興に関する重要事項

3 基本方針は、水産基本法（平成十三年法律第八十九号）第十一条第一項の水産基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 農林水産大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣及び環境大臣に協議し、それらの同意を得るとともに、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

5 農林水産大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 農林水産大臣は、内水面漁業をめぐる情勢の変化を勘案し、及び内水面漁業に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本方針を変更するものとする。

7 第四項及び第五項の規定は、基本方針の変更について準用する。

農林水産大臣は、内水面漁業の振興に関する基本方針を定めます。

《基本方針の内容》

- 一 内水面漁業の振興に関する基本的方向
- 二 内水面水産資源の回復に関する基本的事項
- 三 内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項
- 四 内水面漁業の健全な発展に関する基本的事項
- 五 その他内水面漁業の振興に関する重要事項

基本方針の策定に当たっては、その内容が河川管理等の施策及び自然環境の保全等の施策と密接な関係を有することから、あらかじめ、国土交通大臣及び環境大臣の同意を得ることになっています。

また、水産基本計画との調和が保たれたものでなければならないことが規定され、策定に当たっては、水産政策審議会の意見を聴くことになっています。

基本方針は、おおむね5年ごとに、変更されます。

都道府県計画

第十条 都道府県は、当該都道府県の区域にある内水面について、内水面水産資源の回復に関する施策及び内水面における漁場環境の再生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する必要があると認めるときは、基本方針に即して、これらの施策の実施に関する計画（以下この条において単に「計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 都道府県は、計画を定めようとする場合において、当該計画に係る内水面について河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者（同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。）の長が指定区間（河川法第九条第二項に規定する指定区間をいう。）内の一級河川の管理の一部を行う場合にあっては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長）をいう。第三十五条第三項において同じ。）があるときは、あらかじめ、当該河川管理者に協議しなければならない。

3 都道府県は、計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

4 前二項の規定は、計画の変更について準用する。

都道府県は、内水面水産資源の回復に関する施策及び内水面における漁場環境の再生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する必要があると認めるときは、都道府県計画を定めるよう努めることが定められました。

計画を定めようとする内水面に河川管理者がある場合には、その策定に当たり、あらかじめ、当該河川管理者に協議することが必要です。

第三章 内水面漁業の振興に関する施策

第一節 内水面水産資源の生息状況等の調査



第十一条 国及び地方公共団体は、内水面水産資源の回復に関する施策及び内水面における漁場環境の再生に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、内水面水産資源の生息の状況及び生息環境その他これらの施策の実施に関し必要な事項について調査を行うよう努めるものとする。

国及び地方公共団体は、内水面水産資源の生息状況等の調査を行うよう努めることが規定されました。

第二節 内水面水産資源の回復に関する施策

(内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等)

第十二条 国及び地方公共団体は、内水面水産資源の増殖及び養殖の推進を図るため、自然環境との調和に配慮しつつ、内水面水産資源の種苗の生産及び放流の推進、増殖及び養殖に関する技術の研究開発の推進並びにその成果の普及その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、水害等による内水面水産資源に係る被害が甚大である場合において特に必要があると認めるときは、内水面水産資源を緊急に回復するための種苗の放流の実施等に対する支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援等)

第十三条 国及び地方公共団体は、オオクチバス等の特定外来生物(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)第二条第一項に規定する特定外来生物をいう。)及びカワウ等の鳥獣(鳥類又は哺乳類に属する野生生物をいう。)(以下この条において「特定外来生物等」と総称する。)による内水面水産資源に対する被害を防止するため、当該被害を防止するための措置の実施に対する支援、特定外来生物等の効果的な駆除のための技術開発、特定外来生物等の広域的な個体数を管理する手法の開発その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(内水面水産資源に係る伝染性疾病的予防等)

第十四条 国及び地方公共団体は、内水面水産資源に係る伝染性疾病的予防及びまん延の防止を図るため、必要な情報の提供、内水面水産資源に係る移動の制限その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

国及び地方公共団体は、内水面水産資源の回復のため、

- (1) 内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等
 - (2) 特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援等
 - (3) 内水面水産資源に係る伝染性疾病的予防等
- に必要な措置を講ずるよう努めるものとされました。

《生育環境の改善》



溪流魚の産卵床の造成手法を普及

《カワウの防除対策》



ドライアイスによる繁殖抑制



ビニルひも張りによるコロニー除去

《種苗生産技術の開発》



ウナギの大量生産技術の開発
提供: (独)水産総合研究センター

《特定外来生物(オオクチバス、ブルーギル等)の防除対策》



電気ショッカーによる防除



人工産卵床による繁殖抑制

第三節 内水面における漁場環境の再生に関する施策

(内水面に係る水質の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、内水面水産資源の生育に資する水質の確保を図るため、下水道、浄化槽その他の排水処理施設の整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(内水面に係る水量の確保)

第十六条 国及び地方公共団体は、内水面における豊かな水量が内水面水産資源の保全及び栄養塩類の海への円滑な流入による海洋水産資源の保全に資することに鑑み、内水面における水量の確保を図るため、雨水を地下に浸透させる機能を有する施設の普及その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(森林の整備及び保全)

第十七条 国及び地方公共団体は、森林の有する水源の涵(かん)養の機能の発揮により良質な水の安定供給を確保する観点から、内水面水産資源の生育環境の保全及び改善に資するよう、森林の整備及び保全に努めるものとする。

(内水面水産資源の生育に資する施設の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、内水面水産資源の生育に資するため、魚道の整備及びその適切な維持管理、産卵場の造成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自然との共生及び環境との調和に配慮した河川整備の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、内水面水産資源の生育環境の改善その他内水面に係る生態系の保全に資するよう、自然との共生及び環境との調和に配慮した河川の整備を推進するよう努めるものとする。

国及び地方公共団体は、内水面における漁場環境の再生のため、

- (1) 内水面に係る水質の確保
 - (2) 内水面に係る水量の確保
 - (3) 森林の整備及び保全
 - (4) 内水面水産資源の生育に資する施設の整備
 - (5) 自然との共生及び環境との調和に配慮した河川整備の推進
- に必要な措置を講ずるよう努めるものとされました。

《雨水浸透枡などによる地下水の涵養》



出典:東京
都ホーム
ページ

《間伐や崩壊地の復旧等による森林の整備・保全》



間伐実施後、下層植生が回復した森林



治山事業の実施

《堰等の河川横断施設における魚道整備》



横断施設の
魚道設置

《地形をうまく活かした多自然川づくり》



第四節 内水面漁業の健全な発展に関する施策

(効率的かつ安定的な内水面漁業の経営の育成)

第二十条 国及び地方公共団体は、効率的かつ安定的な内水面漁業の経営を育成するため、内水面に係る漁業協同組合に対し、技術及び経営についての助言及び指導その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(多面的機能の発揮に資する取組への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、内水面漁業の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるよう、内水面漁業者が行う多面的機能の発揮に資する取組に対する支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(人材の育成及び確保)

第二十二条 国及び地方公共団体は、効率的かつ安定的な内水面漁業の経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、内水面漁業者の漁業の技術及び経済管理能力の向上、新たに内水面漁業に就業しようとする者に対する就業に関する相談等の援助並びに内水面漁業の技術及び経営方法の習得の促進その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(商品開発の取組等への支援)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の需要に即した内水面水産資源の生産並びに加工及び流通が行われるよう、内水面水産資源の食材としての品質の向上の取組、内水面水産資源に係る商品の開発及び需要の開拓の取組等に対する支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(回遊魚類の増殖の取組への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、回遊魚類(内水面と海面との間を往来する水産動物をいう。以下この条において同じ。)の持続的な利用の確保を図るため、回遊魚類の増殖の取組に対する支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の理解と関心の増進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、内水面漁業に対する国民の理解と関心を深めるよう、内水面漁業の意義に関する広報活動、川辺における自然体験活動に対する支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるとともに、内水面水産資源の適切な管理に資するため、遊漁規則(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第一項の遊漁規則をいう。)等の遵守に関する啓発活動その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

国及び地方公共団体は、内水面漁業の健全な発展のため、

- (1) 効率的かつ安定的な内水面漁業の経営の育成
 - (2) 多面的機能の発揮に資する取組への支援等
 - (3) 人材の育成及び確保
 - (4) 商品開発の取組等への支援
 - (5) 回遊魚類の増殖の取組への支援等
 - (6) 国民の理解と関心の増進
- に必要な措置を講ずるよう努めるものとされました。

《浜の活力再生プランの活用》

浜の活力再生プラン

漁業者の所得向上を目的とし、コスト削減や高付加価値等、漁業者ができる取組



《多面的機能の発揮》



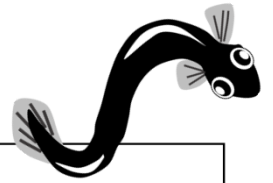
石倉などによる水生生物の生息環境改善

《種苗放流に関する課題解決》



本州太平洋側の採卵用親魚確保

第五節 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出



(指定養殖業の許可)

第二十六条 漁業法の規定が適用される水面以外の水面で営まれる養殖業であって政令で定めるもの(以下「指定養殖業」という。)を営もうとする者は、養殖場ごとに、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

- 2 指定養殖業の許可は、養殖場において養殖することができる水産動植物の量を定めて行うものとする。
- 3 第一項の政令は、当該養殖業に係る内水面水産資源の持続的な利用の確保又は内水面漁業の持続的かつ健全な発展のため養殖業を営む者及びその養殖場について制限措置を講ずる必要があり、かつ、政府間の取決めその他の関係上当該措置を統一して講ずることが適当であると認められる養殖業について定めるものとする。
- 4 第一項の政令を制定し又は改廃する場合には、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。
- 5 農林水産大臣は、第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かななければならない。
- 6 農林水産大臣は、第一項の許可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その者に対し許可証を交付する。

(休業の届出)

第二十七条 指定養殖業の許可を受けた者(以下「許可養殖業者」という。)が農林水産省令で定める期間以上にわたって休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ農林水産大臣に届け出なければならない。

漁業法の規定が適用される水面以外の水面、すなわち私有水面で営まれる養殖業であって、政令で定めるものを営もうとする者は、養殖場ごとに、農林水産大臣の許可を受けなければならないこととする指定養殖業の許可制度が設けられました。

養殖業が私有地内の池等の水面において営まれる場合には、これまで漁業関係法令による規制はありませんでしたが、これらの養殖においても種苗に天然資源を用いている場合等に、内水面水産資源の持続的な利用の確保や内水面漁業の持続的かつ健全な発展の観点から、養殖数量を制限する必要がある場合も想定されたことから、本制度が新たに設けられたものです。

法の制定過程においては、近年、資源量の減少が危惧されているニホンウナギ資源の持続的な利用を確保するため、我が国を含むニホンウナギの稚魚を利用する関係国・地域によって国際的な資源管理措置の検討が行われており、うなぎ養殖の生産量を制限する方向で議論が進んでいることも考慮されました。

このような背景により、指定養殖業を定める政令は、当該養殖業に係る内水面水産資源の持続的な利用の確保又は内水面漁業の持続的かつ健全な発展のため養殖業を営む者及びその養殖場について制限措置を講ずる必要があり、かつ、政府間の取決めその他の関係上当該措置を統一して講ずることが適当である養殖業について定めるものとされました。

(届出養殖業の届出)

第二十八条 漁業法の規定が適用される水面以外の水面で営まれる指定養殖業以外の養殖業であつて政令で定めるもの(以下「届出養殖業」という。)を営もうとする者は、養殖場ごとに、その養殖業を開始する日の一月前までに、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

- 一 名称又は氏名及び住所
- 二 法人にあつては、その代表者の氏名及び住所
- 三 養殖場の名称及び所在地
- 四 その他農林水産省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者(以下「届出養殖業者」という。)は、同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

3 届出養殖業者は、当該届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

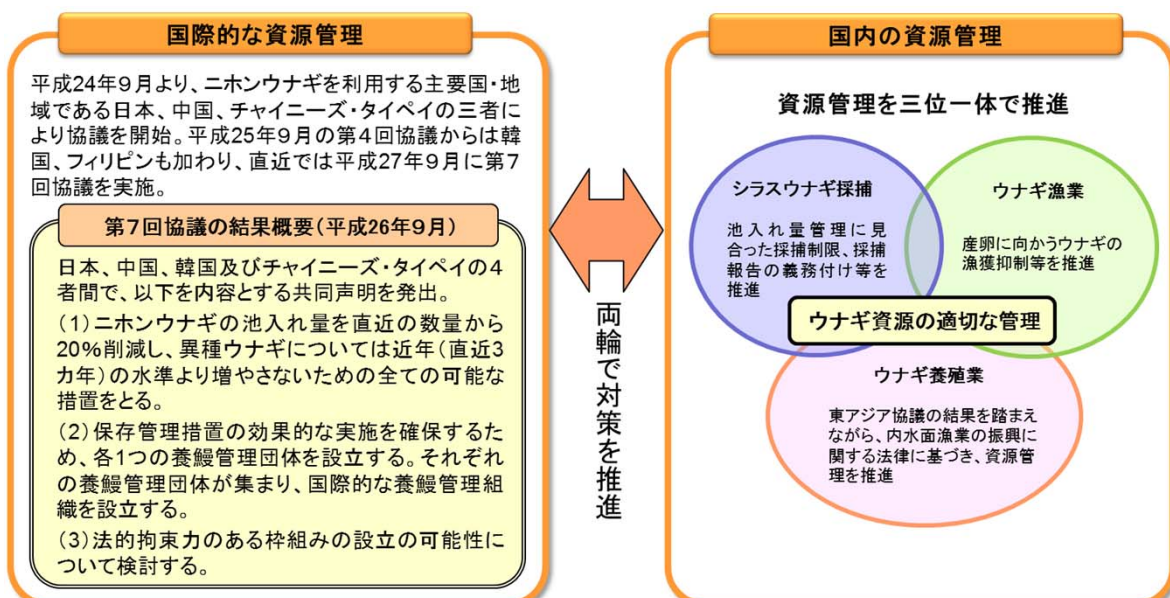
4 第一項の政令は、当該養殖業に係る内水面水産資源の持続的な利用の確保又は内水面漁業の持続的かつ健全な発展のためその実態を把握する必要があると認められる養殖業について定めるものとする。

5 第二十六条第四項及び第五項の規定は、第一項の政令について準用する

私有水面で営まれる指定養殖業以外の養殖業であつて、政令で定めるものを営もうとする者は、養殖場ごとに、農林水産大臣に届け出なければならないとする届出養殖業の届出の制度が設けられました。

現在、私有地内の池等において営まれる養殖業については実態把握が十分でなく、種苗として用いている天然資源の持続的な利用の確保や伝染性疾患のまん延の防止等の観点から、その実態を把握することが必要ではないかと考えられたことから、本制度が新たに設けられたものです。

このような背景により、届出養殖業を定める政令は、当該養殖業に係る内水面水産資源の持続的な利用の確保又は内水面漁業の持続的かつ健全な発展のため、その実態を把握する必要があると認められる養殖業について定めるものとされました。



(実績報告書の提出)

第二十九条 許可養殖業者及び届出養殖業者は、農林水産省令で定めるところにより、指定養殖業又は届出養殖業を行う養殖場ごとの当該養殖業に係る実績報告書を作成し、農林水産大臣に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、農林水産省令で定めるところにより、指定養殖業又は届出養殖業を行う養殖場ごとの当該養殖業に係る水産動植物の量その他養殖業の実態に関する事項を記載しなければならない。

(漁業法の準用)

第三十条 指定養殖業の許可に関しては、漁業法第三章(第五十二条から第五十五条まで、第五十六条第一項第三号、第五十八条の二第一項ただし書及び第五項、第五十九条第四号並びに第六十二条の二第二項を除く。)及び第百三十三条の規定を準用する。(以下、略)

(報告徴収及び立入検査)

第三十一条 農林水産大臣は、指定養殖業の許可その他この節の規定又は当該規定に基づく命令に規定する事項を処理するために必要があると認めるときは、許可養殖業者若しくは届出養殖業者に対し、指定養殖業若しくは届出養殖業に関して必要な報告を求め、又はその職員に養殖場、事業場若しくは事務所に立ち入り、その状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(提出書類の経路機関)

第三十二条 この節の規定又は当該規定に基づく命令の規定により農林水産大臣に提出する申請書その他の書類は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事を経由して提出しなければならない。

(都道府県が処理する事務)

第三十三条 この節に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(農林水産省令への委任)

第三十四条 この節に規定するもののほか、指定養殖業の許可又は届出養殖業の届出に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

許可養殖業者及び届出養殖業者には、実績報告書の提出が義務づけられます。

指定養殖業の許可の制度は、漁業法における指定漁業の許可の制度に準じてつくられています。このため、漁業法の準用規定が設けられています。

また、指定養殖業及び届出養殖業に関し、農林水産大臣による報告徴収の規定などが定められました。



第四章 協議会



協議会

第三十五条 内水面において漁業法第六条第五項に規定する共同漁業の免許を受けた者（以下この条において「共同漁業権者」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、当該免許に係る都道府県知事に対し、当該免許に係る内水面における内水面水産資源の回復、内水面における漁場環境の再生その他内水面漁業の振興に関し必要な措置について協議を行うための協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を設置するよう申し出ることができる。

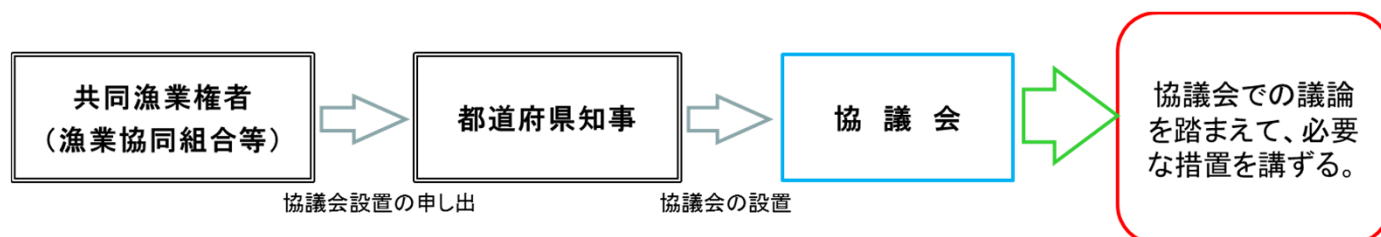
2 前項の申出に係る都道府県は、同項の協議が必要であると認めるときは、協議会を設置することができる。

3 協議会は、当該協議会を設置する都道府県、第一項の規定により当該協議会の設置を申し出た共同漁業権者、当該協議会における協議に係る内水面について河川管理者がある場合には当該河川管理者、当該協議会における協議に係る事項について学識経験を有する者その他当該都道府県が必要と認める者で構成するものとする。

共同漁業権者の申出により、都道府県知事が、河川管理者、学識経験者等で構成する協議会を設置し、当該内水面における内水面水産資源の回復、内水面における漁場環境の再生その他内水面漁業の振興に関し必要な措置について総合的かつ継続的に協議を行うための協議会の制度が設けられました。

内水面においては、漁業活動及び共同漁業権者による内水面水産資源の増殖の取組のほか、同一の水域で遊漁、ラフティング等のレジャー活動等様々な活動が行われているため、例えば、盛漁期と河川工事の時期についての情報交換や、遊漁とラフティングとの間での水面利用のルール形成に向けた相互理解の促進等の必要性が生じています。

そのため、適切な時期に、河川で予定されている工事等についての説明や意見交換、ラフティング業者等水面を利用する者との河川の具体的な利用の調整等を行うことを目的として、様々な内水面の関係者が話し合いをする場が法律上の制度として位置付けられたものです。



第五章 罰則

罰則

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十六条第一項の規定に違反して指定養殖業を営んだ者
- 二 許可養殖業者であつて第三十条において準用する漁業法第六十一条の規定に違反した者
- 三 指定養殖業の許可に付けた制限又は条件に違反して指定養殖業を営んだ者
- 四 指定養殖業の停止中その指定養殖業を営んだ者

2 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

3 第一項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する水産動植物又はその製品は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第三十七条 第三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十八条 第二十七条又は第二十八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第三十六条第一項、第三十七条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第四十条 第三十条において準用する漁業法第六十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

指定養殖業と届出養殖業に関し、規定に違反した場合の罰則が定められました。



附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章第五節及び第五章の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行のために必要な準備)

第二条 農林水産大臣は、第二十六条第一項又は第二十八条第一項の政令の制定の立案をしようとするときは、前条ただし書に規定する規定の施行前においても、水産政策審議会の意見を聴くことができる。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

本法は、公布の日である平成26年6月27日から施行されました。ただし、指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出及びそれに関する罰則の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

(平成二十三年原子力事故による被害等への対策)

第四条 国及び地方公共団体は、当分の間、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故(次項において「平成二十三年原子力事故」という。)により被害を受けた地域における内水面漁業の復興及び再生を推進するため、内水面に影響が少ない放射性物質による汚染の除去等の措置に係る技術の開発、事故由来放射性物質(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十号)第一条に規定する事故由来放射性物質をいう。)による汚染の有無又はその状況が明らかになっていないことに起因する漁場の利用への支障及び内水面水産資源の販売の不振への対処の取組に対する支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、当分の間、平成二十三年原子力事故による災害に伴い講ぜられた内水面水産資源の出荷を停止する措置及び内水面水産資源の採捕を禁止する等の措置により損失を受けた内水面に係る漁業協同組合を支援するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

「平成23年原子力事故」により被害を受けた地域における内水面漁業の復興及び再生を推進するため、内水面に影響が少ない放射性物質による汚染の除去等の措置に係る技術の開発、事故由来放射性物質による汚染の有無又はその状況が明らかになっていないことに起因する漁場の利用への支障及び内水面水産資源の販売の不振への対処の取組に対する支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとされました。

また、国及び地方公共団体は、当分の間、平成23年原子力事故に伴う内水面水産資源の出荷停止措置及び内水面水産資源の採捕禁止等の措置により損失を受けた内水面に係る漁業協同組合を支援するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとされました。

(検討)

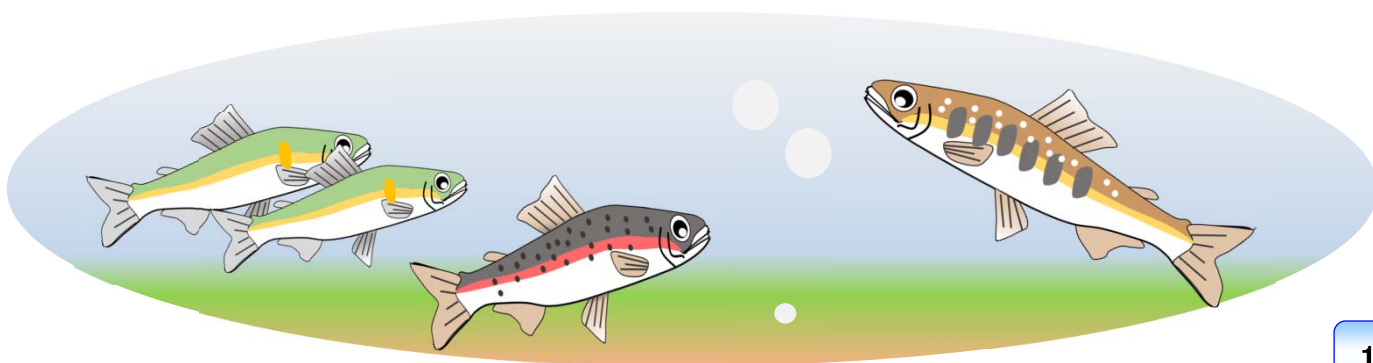
第五条 政府は、この法律の施行後速やかに、内水面に排出又は放流される水についての実態を踏まえ、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)等による当該水に係る規制の在り方について、内水面における漁場環境の再生等の観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(水産基本法の一部改正)

第六条 水産基本法の一部を次のように改正する。

第三十六条第三項中「及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号)」を「、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号)及び内水面漁業の振興に関する法律(平成二十六年法律第 号)」に改める。

内水面に排出される界面活性剤等が水生生物に影響を与えるという指摘があることから、政府は、内水面に排出又は放流される水についての実態を踏まえ、水質汚濁防止法、浄化槽法等による当該水に係る規制の在り方について、内水面における漁場環境の再生等の観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされました。



【参考】 内水面漁業をめぐる現状と課題

- 我が国は、国土の約7割を占める豊かな森林による水源涵養機能などにより水に恵まれており、地域ごとに河川や湖沼において特色ある漁業が営まれてきました。
- 内水面漁業は、河川や湖沼で漁獲されるアユやワカサギ、湖沼や養殖池で養殖されるウナギやコイなど、和食文化と密接に関わる様々な水産物を供給しています。

河川における漁業



アユやな



刺し網

湖沼における漁業



ちゅう
沖びき網漁業



シジミ漁

湖沼における養殖



コイ養殖

養殖池における養殖



ウナギ養殖



マス養殖

- 内水面漁業における第5種共同漁業権の免許を受けた漁業協同組合等には、漁業法により水産動植物の放流や産卵床造成などの増殖義務が課せられています。また、知事の認可を受けた遊漁規則によらなければ遊漁を制限してはならないとされており、これらによって、内水面の水産資源の維持増大と漁業や遊漁による利用の調整が図られています。

内水面漁業

都道府県知事

漁業権免許
指導

内水面漁場管理委員会
目標増殖量の指示等

漁業協同組合等

漁業権の行使（組合員による漁業）
増殖義務の履行（資源の増大）
○放流
○産卵場の造成
○滞留魚の汲上げ汲下ろし など
漁場の維持・管理

遊漁料

遊漁者

漁業調整規則

対象：漁業者・遊漁者

委員会指示

対象：漁業者・遊漁者

漁業権行使規則

対象：組合員

遊漁規則

対象：非組合員

規制とその対象者

内水面漁協の増殖義務等



産卵場整備

種苗放流



遊漁による内水面資源の利用

資源の維持増大と漁業や
遊漁による利用の調整

○ 内水面漁業は、水産物供給機能に加え、多面的機能を発揮し、豊かな国民生活の形成に大きく寄与しています。

和食文化と密接に関わる様々な
水産物の供給の機能

体験活動等の学習の場の提供
などの多面的機能

アユ、ウナギ、フナなど淡水魚の供給



自然環境の保全



自然体験活動等の学習の場



交流の場の提供

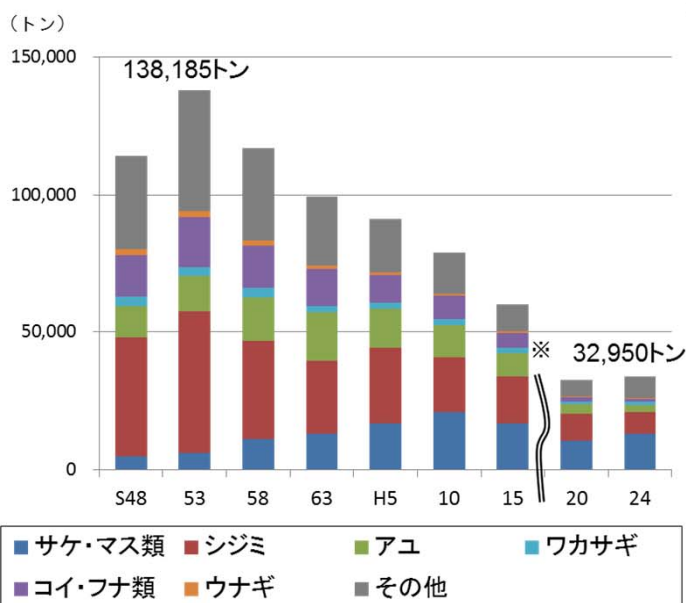


文化の伝承

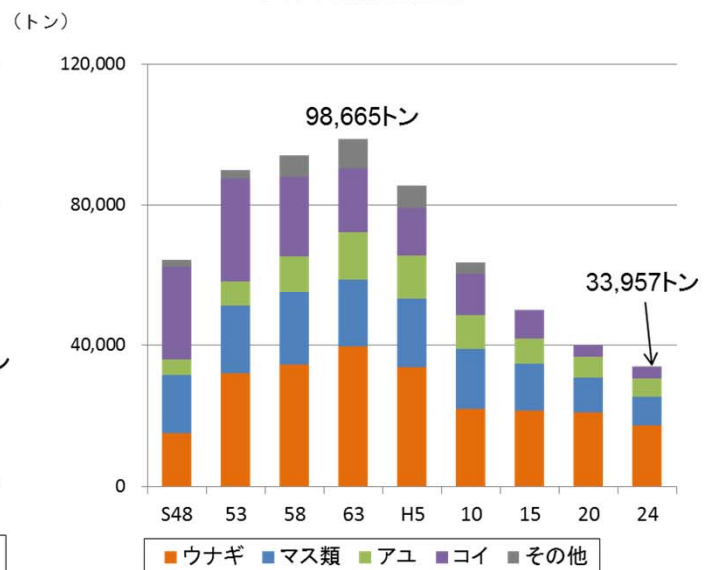


○ 内水面漁業生産量は、昭和53年の13万8千トンピークに、平成24年には3万3千トンに減少しました。内水面養殖生産量は、昭和63年の9万9千トンピークに、平成24年には3万4千トンに減少しました。

内水面漁業生産量



内水面養殖生産量



資料：「漁業・養殖業生産統計年報」から作成（平成25年は概数値）
※内水面漁業については、平成18年より遊漁者の採捕分を含めないこととしたため、平成15年と20年は連続しない。

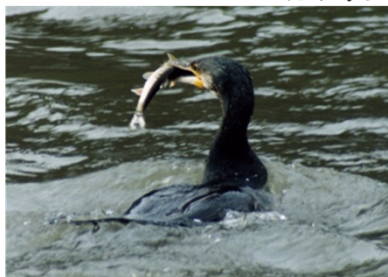
- 内水面漁業生産量の減少の要因として、河川等内水面水産資源の生活環境の変化、オオクチバス等の特定外来生物及びカワウ等の鳥獣(以下「特定外来生物等」という。)の生息域の拡大と食害等が指摘されています。

特定外来生物等による漁業被害の例

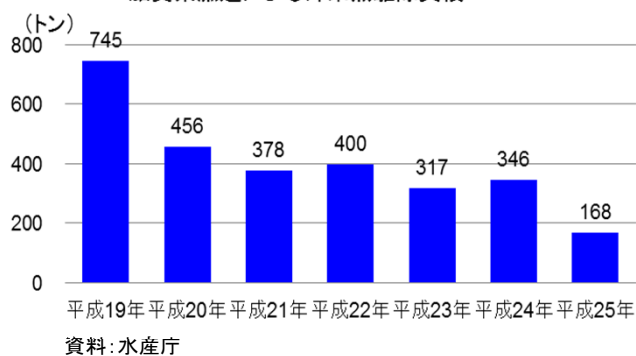
外来魚による被害



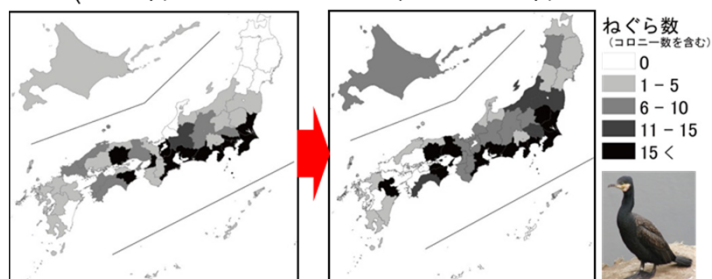
カワウによる被害



滋賀県漁連による外来魚駆除実績



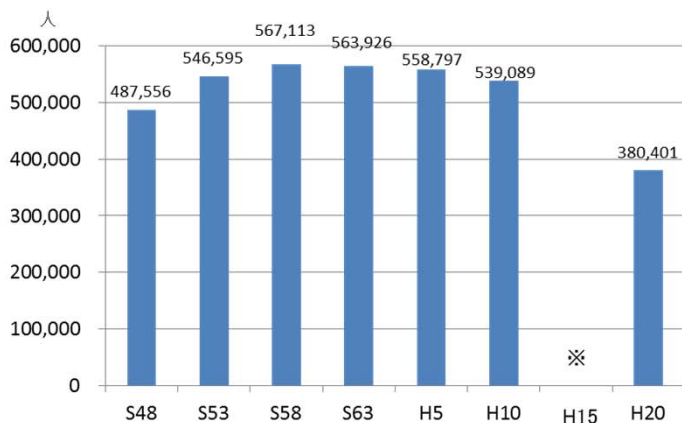
全国のカワウのねぐらとコロニー数の変化
(2004年) (2010-2011年)



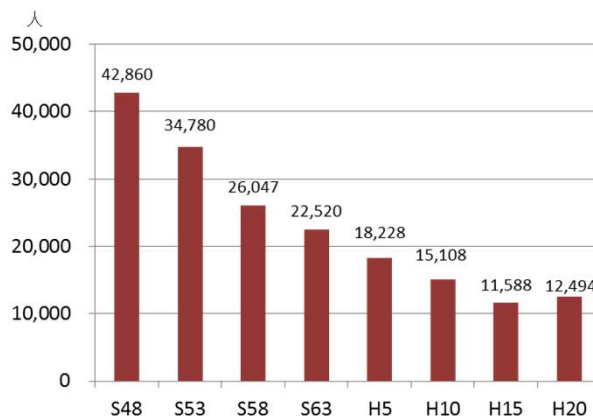
資料: 特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン及び保護管理の手引き(環境省)

- 内水面漁協の正組合員数は、昭和58年の56万7千人をピークに、平成20年には38万人まで減少しました。
- 内水面漁業の生産体制の脆弱化により、内水面水産資源の安定的な供給や内水面漁業の有する多面的機能の発揮に支障を来すことが懸念されています。

○ 内水面漁業 正組合員数の推移



○ 内水面養殖業 従事者数の推移



資料: 農林水産省「漁業センサス」から作成

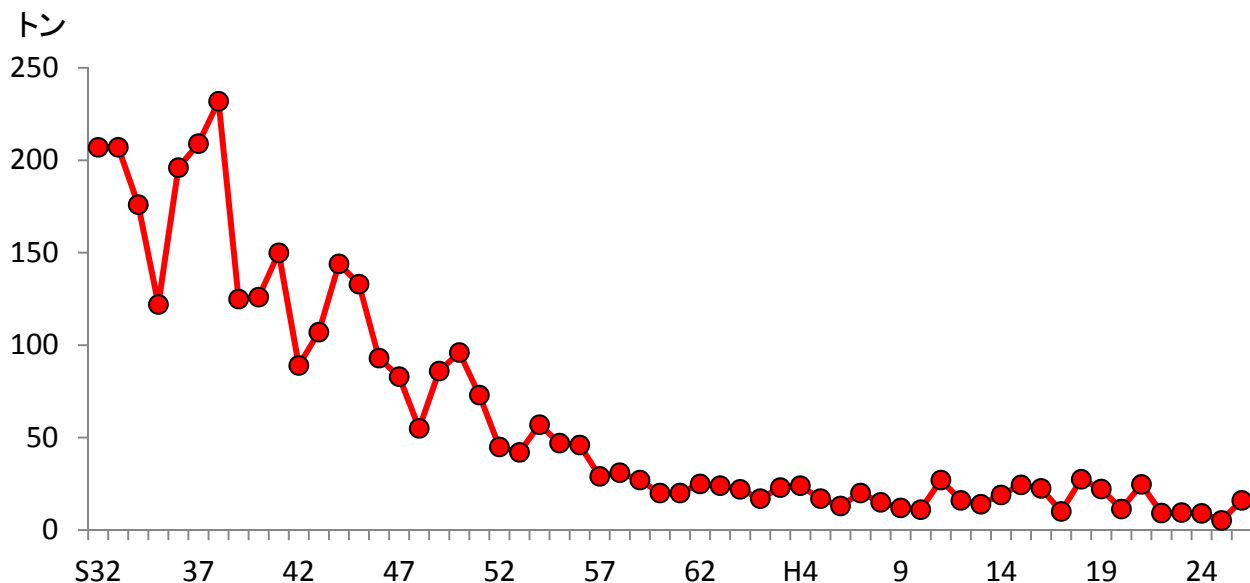
注1: ※ 平成15年は調査されていない。

2: 内水面漁業における正組合員とは、水産業協同組合法に規定される資格(組合の地区内に住所を有し、かつ、漁業を営み、若しくはこれに従事し、又は河川において水産動植物の採捕若しくは養殖をする日数が一年を通じて30日から90日までの間で定款で定める日数を超える個人)を有する者をいう。

3: 内水面養殖業における従事者数とは、満15歳以上で日数にかかわらず過去1年間に養殖作業に従事した者をいい、特定の作業を行うために臨時的に従事した者も含む。

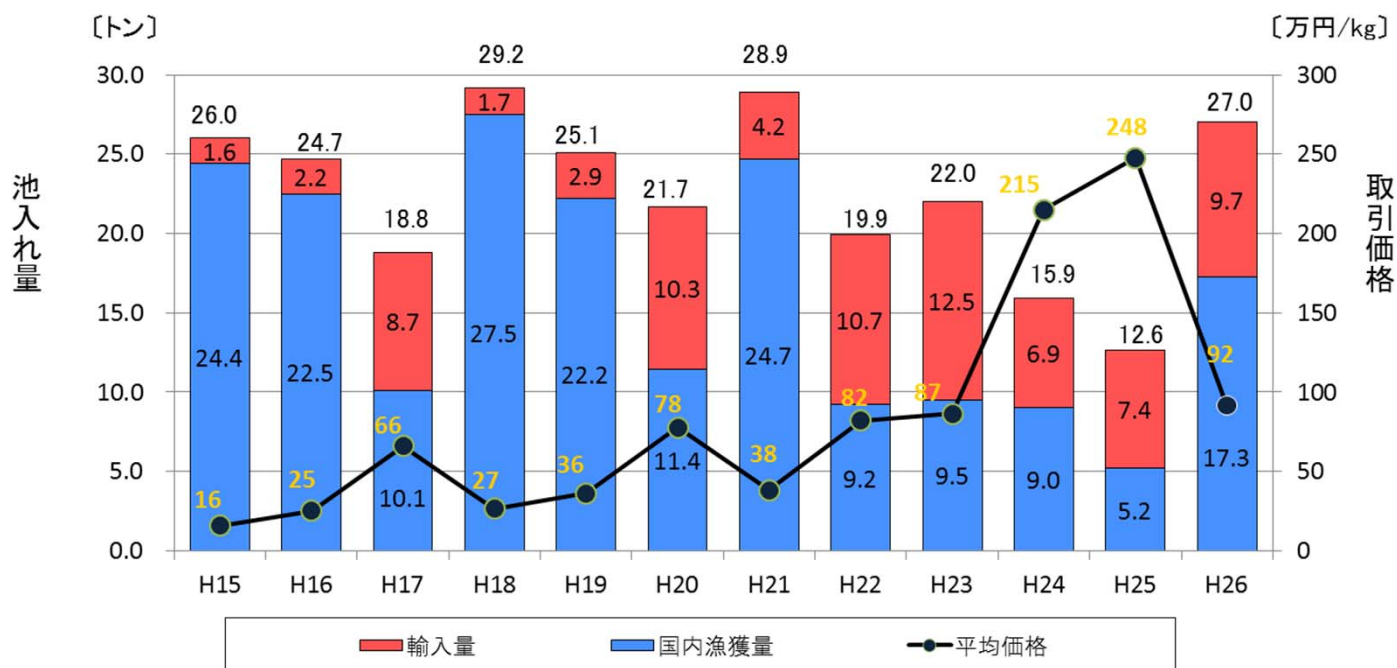
- 内水面養殖業生産量の5割を占めるウナギについては、養殖用種苗となる稚魚の漁獲量が長期的に減少傾向にあります。
- ウナギ資源の持続的な利用を確保するため、同一の資源を利用している周辺諸国・地域との連携・協力を強化し、国際的な保存管理の枠組みを構築し、ウナギの資源管理を推進することが喫緊の課題です。

○ニホンウナギ稚魚 国内漁獲量の推移



出典：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」（昭和32年～平成14年）、平成15年以降は水産庁調べ

○ニホンウナギ稚魚の池入れ量（年間合計）と取引価格の推移



注1：各年の池入れ量は、前年11月～当該年5月までの合計値。平成15年～平成25年までの池入れ数量は業界調べ、平成26年の池入れ数量は水産庁調べ。取引価格は業界調べ。

注2：輸入量は、貿易統計の「うなぎ（養魚用の稚魚）」を基に、輸入先国や価格から判別したニホンウナギ稚魚の輸入量。採捕量は池入れ量から輸入量を差し引いて算出。



連絡先：水産庁増殖推進部栽培養殖課

住 所：〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1

直 通：03 (3502)8489

本資料は、以下の農林水産省のHPに掲載しています。

<http://www.jfa.maff.go.jp/>

